## 振動規制法 特定建設作業の種類

## 特定建設作業について (振動規制法施行令別表第2)

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式を除く)又はくい打くい抜機(圧入式を除く) を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る)
4	ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る)